

病院において変更を行う場合に必要な書類一覧

区分	変更内容		根拠法令	他に必要な申請・届出	備考	提出期限	使用様式	
開設許可事項変更許可申請	病床種別		法第7条第2項 規則第1条第3項			内容により他の手続きが必要な場合がありますので、4～2週間前までに事前協議を行ってください。	様式第6号	
	開設の目的及び維持の方法			定款変更認可申請	法人開設のみ			
	医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の従業員の定員							
	敷地の面積及び平面図							
	建物の構造概要及び平面図			構造設備検査申請	(各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときはこれを明示すること。)			
	右欄に掲げる施設の有無及び構造設備の概要	各科専門の診療室						
		手術室						
		処置室						
		臨床検査施設						
		エックス線装置		構造設備検査申請 X線装置設置届等				
		調剤所		構造設備検査申請				
		給食施設						
		分娩室			産婦人科又は産科のみ			
		新生児の入浴施設						
		機能訓練室			療養病床を有する場合のみ			
		消毒施設						
		洗濯施設						
		談話室						
		食堂						
		浴室			療養病床を有する場合のみ			
		歯科技工室			歯科のみ			
		病床数						
		病室の種別ごとの病床数		構造設備検査申請(場合による)				
各病室の病床数			減少させる場合は許可は不要					
開設許可事項変更届出	開設者の住所及び氏名		令第4条第1項		法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地	変更後10日以内	様式第10号	
	病院の名称							
	診療を行おうとする科目							
	現に病院を開設若しくは管理し、又は病院に勤務する者であるときはその旨			開設者が医師又は歯科医師の場合				
	各病室の病床数			病床数を減少させる場合のみ				
開設届出事項変更届出	管理者の住所及び氏名		令第4条の2第2項			変更後10日以内	様式第10号	